

ご存じですか福祉医療制度

照会先 福祉政策課 ☎23-7735

「福祉医療制度」は、医療費の助成を行う制度です。病院などで治療を受けた時に、保険診療の自己負担額の全額または一部が助成されます。その対象者や申請方法をご紹介します。

対象者	対象となる条件など	助成額	申請方法	持ち物
重度心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> ▷身体障害者手帳（1～3級）該当者 ▷療育手帳（A1・A2・B1）該当者 ▷精神保健福祉手帳（1・2級）該当者 	社会保険各法の自己負担額（外来・入院）	▷各種手帳が交付されたときに申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証 ・場合によっては課税所得証明書
	▷厚生労働大臣が定める長期高額疾病による療養者		▷各健康保険より特定疾病療養受療証が交付されたときに申請	
子ども	▷就学前児	社会保険各法の自己負担額（外来・入院）	上記の物を持参し、出生届を出した後に申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証
	▷小学校1年生～中学校3年生（満15歳になる年度末まで）	社会保険各法の自己負担額（外来・入院）	小学校入学時および中学校入学時に申請（個別に案内します）	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証
母子家庭等	<ul style="list-style-type: none"> ▷18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母親とその児童 ▷父母のいない18歳未満の児童（満18歳になる年度末まで。子に一定の障がいがある場合は満20歳まで） 	社会保険各法の自己負担額（外来・入院）	上記の物を持参し、事実発生日（離婚日など）から30日以内に申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑・戸籍謄本 ・保険証 ・家族全員の住民票 ・場合によっては課税所得証明書や民生委員の確認書
父子家庭	<ul style="list-style-type: none"> ▷18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない父親とその児童（満18歳になる年度末まで。子に一定の障がいがある場合は満20歳まで） <p>※所得制限があります。</p>	社会保険各法の自己負担額（外来・入院）	同上	同上
精神科病院入院者	▷精神科病院に入院している方	入院分の社会保険各法の自己負担額の2分の1	上記の物を持参し、入院した日から30日以内に申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑・保険証 ・医師の証明書 ※用紙は福祉政策課にあります

※いずれの制度も、保険外の診療については対象になりません。

※転入された方は転入時に申請してください。

◆すでに、福祉医療の対象になっている方へのお願い

- ▷ 医療機関にかかるときは、毎回必ず受給者証を提示してください。
- ▷ 保険証や住所に変更があった場合は、速やかに福祉政策課で変更の届け出をしてください。
- ▷ 受給資格がなくなった方は、速やかに受給者証を福祉政策課へお返しください。
- ▷ 入院される場合は、加入されている健康保険で「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関へ提出してください。